

国立国語研究所監査室取扱要項

平成22年 3月29日
所 長 裁 定
改正 平成27年 3月11日
改正 平成28年 4月 1日
改正 平成31年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立国語研究所組織規程（国語研規程第1号）第16条の規定に基づき、国立国語研究所監査室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 監査室は、所長の指名する室長及び室員若干名で構成する。

- 2 室長は、監査室の業務を掌理する。
- 3 室員は、室長の命を受け、監査室の業務を処理する。

(業務)

第3条 監査室は、次に掲げる事項の業務を行う。

(1) 業務監査

法令、規程及び運用方針等の準拠性の検証に関する事項
労務・給与等に関する事項
その他業務及び制度の運用状況に関する事項

(2) 会計監査

財務会計に関する法令等の適用に関する事項
予算及び決算に関する事項
その他財務会計処理に関する事項

(3) 監査対応

会計検査院等各種監査への対応に関する事項

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。